

## 第2節 廃棄物の適正処理の推進と 不法投棄の防止

### 1. 現況と課題

資源循環型社会を築くためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されなければなりません。

一時期、本県には全国で不法投棄される産業廃棄物の約4割が集中しました。

このため、24時間での監視指導体制の整備（11年4月）、警察における環境犯罪課の設置（14年4月）、県独自の「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定等による規制の強化（14年3月）などを実施し、その結果、不法投棄量（25年度）はピーク時（11年度）の約80分の1に減少させることができました。

しかしながら、林地などには、建設廃材を始めとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、不要となった家電製品も多く捨てられています。

また、観光地や市街地の主要道路の交差点付近には、ごみが散乱しています。

このように、不法投棄などが依然として後を絶たないため、県民一人ひとりが廃棄物のルールとマナーをより一層遵守するとともに、引き続き県民及び関係団体、市町村と連携して、不法投棄の監視指導を強化していく必要があります。

廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、監視指導の強化だけでなく適正処理を推進することが重要です。

そのため、一般廃棄物に関しては市町村が、産業廃棄物に関しては処理の責任を担っている排出事業者と処理業者が、適正に廃棄物の処理を行うように徹底を図っていく必要があります。

また、廃棄物の適正処理を進めていくために、必要な廃棄物処理施設を確保することも不可欠です。

今後、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた道路等のインフ

ラや施設の整備により、産業廃棄物等の排出量が增大することが懸念されます。このため、廃棄物の適正処理の徹底や再資源化の促進を図っていく必要があります。

### (1) 一般廃棄物

#### ア ごみ処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているごみ処理施設の26年3月末現在の稼働状況を見ると、焼却処理施設は44か所、処理能力8,436t/日、粗大ごみを中心に破碎や資源化などの処理を行う粗大ごみ処理施設は24か所、処理能力1,136t/日、粗大ごみ以外のごみ（びん・缶・ペットボトル等）の圧縮、梱包、選別処理を行う資源化等を行う施設は26か所、処理能力828t/日となっています。

図表 3-2-1 焼却処理施設の稼働状況

年度 区分	23		24		25	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	32	6,606	31	6,624	31	6,624
一部事務組合	13	1,813	13	1,813	13	1,813
計	45	8,418	44	8,436	44	8,436

(注) 休止施設を除く

(注) 小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-2 粗大ごみ処理施設の稼働状況

年度 区分	23		24		25	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	17	901	17	898	17	896
一部事務組合	7	240	7	240	7	240
計	24	1,141	24	1,137	24	1,136

(注) 休止施設を除く

(注) 小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-3 資源化等を行う施設の稼働状況

年度 区分	23		24		25	
	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	20	748	22	757	22	757
一部事務組合	4	71	4	71	4	71
計	24	818	26	828	26	828

(注) 休止施設を除く

(注) 小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

また、最終処分場は25か所、残余容量（埋立可能な量）約1,591千㎡となっており、残余容量はここ数年横ばい状況にあります。最終処分場用地の確保等が困難な状況にあることから、今後ごみの減量化・再資源化を推進し、最終処分に依存しない処理体制の強化が必要です。

図表 3-2-4 最終処分場の稼働状況

区分		年度		
		23	24	25
埋立実績施設	施設数	25	25	25
	埋立地面積(千㎡)	518	535	535
	全体容量(千㎡)	4,125	4,251	4,251
残余容量		1,730	1,643	1,591

(注)当該年度埋立実績のある施設について計上した。ただし残余容量は休止中のものも含める。

### イ し尿処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているし尿処理施設の26年3月末現在の施設は31か所、処理能力3,670 kL/日となっており、ここ数年ほぼ横ばい状況にあります。

図表 3-2-5 し尿処理施設の稼働状況

年度 区分	23		24		25	
	施設数	処理能力(kL/日)	施設数	処理能力(kL/日)	施設数	処理能力(kL/日)
市町村	21	2,429	21	2,459	21	2,459
一部事務組合	11	1,386	10	1,211	10	1,211
計	32	3,815	31	3,670	31	3,670

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

## (2) 産業廃棄物

### ア 不法投棄の状況

25年度の産業廃棄物に係る不法投棄の発生件数は122件で、24年度に比べ11件減少し、発生量は2,281tで、24年度4,502tから減少しました。(図表3-2-6)

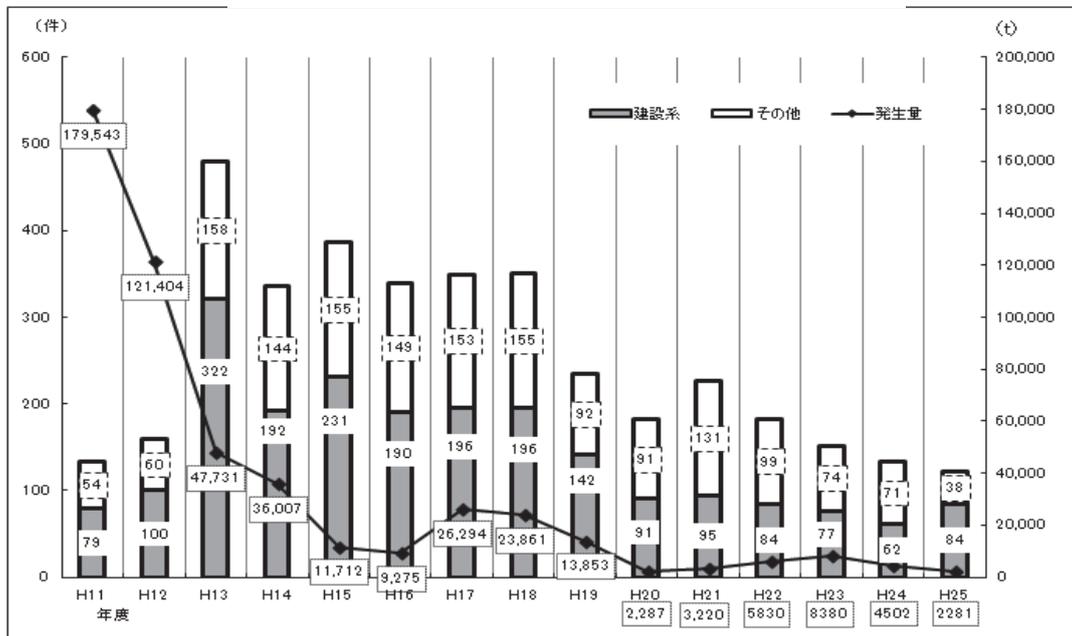
発生地域は、主要幹線道路周辺の休耕田、沢状地や林地に集中し、道路網の発達に伴い広域化する傾向も見られます。

不法投棄現場では、廃プラスチック類を主体としてがれき類、木くず等の建設系廃棄物が投棄されている場合が多く、その中でも再生利用が遅れている木くず、瓦くず等の不法投棄が多くなっています。

これらは従来、他都県の間処理施設や積替保管施設などに集積されていたものが、県内に運び込まれ投棄されるケースが多かったのですが、近年は排出事業者や下請業者による投棄が増加しています。

不法投棄は、法を無視する不法行為者の存在に加えて、土地所有者の安易な土地提供、排出事業者や工事発注者の管理不徹底なども原因となって引き起こされています。

図表 3-2-6 産業廃棄物の不法投棄の発生状況



## イ 処理施設の設置状況

27年3月末現在の排出事業者が設置する廃棄物処理法第15条の設置施設数は中間処理116施設、最終処分9施設、また、産業廃棄物処理業者が設置する処理施設数は中間処理412施設、最終処分18施設です。(図表3-2-7)

図表 3-2-7 廃棄物処理法第15条に基づく許可施設の設置状況 (27年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の処理施設	63	47	110
	廃油の処理施設	13	37	50
	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	3	4
	廃プラスチック類の処理施設	6	101	107
	木くず等の処理施設	32	224	256
	その他の処理施設	1	0	1
	合計	116	412	528
最終処分場	安定型	4	10	14
	管理型	5	8	13
	遮断型	1	0	1
	合計	10	18	28

(注1) 千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含む。  
 (注2) 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。  
 (注3) 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数

一方、法の許可を要さない小規模施設について、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」による許可制度を導入しており、27年3月末現在の許可施設数は、焼却施設 53施設、破碎施設 99施設、積替保管場 43施設となっています。(図表3-2-8)

図表 3-2-8 県条例に基づく許可施設の設置状況 (27年3月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	48	5	53
破碎施設	10	89	99
積替保管場	43	0	43
合計	101	94	195

(注) 廃棄物指導課調べ

## ウ 産業廃棄物処理業者の現況

### (ア) 許可の状況

産業廃棄物処理業者は、排出事業者からの委託を受け、産業廃棄物を適正に処理する役割を担っています。

産業廃棄物の処理を業として行うには、廃棄物処理法に基づく知事(千葉市内については千葉市長、船橋市内については船橋市長、柏市内については柏市長)の許可が必要で、取り扱う産業廃棄物の種類(通常の産業廃棄物と\*特別管理産業廃棄物)及び業の内容(収集運搬業と処分業)により区分し許可されています。

27年3月末現在の許可業者数は8,270業者(千葉市、船橋市及び柏市の業者を除く実数)で、前年度に比べ348業者増加しています。(図表3-2-9)

図表 3-2-9 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数 (27年3月末現在)

業区分		収集運搬業	処分業						合計	
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収集+中間	収集+最終	中間+最終		収集+中間+最終
25	産廃	7,532	301	70	5	220	3	0	3	7,833
	特管	680	35	15	1	19	0	0	0	715
	計	7,618	304	73	5	220	3	0	3	7,922
26	産廃	7,879	298	74	5	213	3	0	3	8,177
	特管	709	33	14	1	18	0	0	0	742
	計	7,970	300	76	5	213	3	0	3	8,270

(注) 1. 廃棄物指導課調べによる。(千葉市長、船橋市長及び柏市長許可分を除く。  
 2. 「産廃」とは通常の産業廃棄物を、「特管」とは特別管理産業廃棄物を取扱う業を示す。  
 3. 「計」とは、許可業者の実数を示す。(許可区分により一部重複。)

### (イ) 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物処分業者に対しては、1年間の廃棄物の処理実績を毎年知事（千葉市長・船橋市長・柏市長）に報告するよう求めており、千葉市・船橋市及び柏市を含む25年度の実績は次のとおりです。

#### a 中間処理量

25年度の中間処理量は1,024万7,532 t と24年度に比べ77万5,958 t 増加しています。

種類別に見ると、がれき類442万8,317 t（43.2%）、汚泥218万5,658 t（21.3%）、鉱さい95万3,232 t（9.3%）、木くず66万9,984 t（6.5%）などとなっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が632万2,019 t（61.7%）、県外発生物が392万5,514 t（38.3%）となっています。

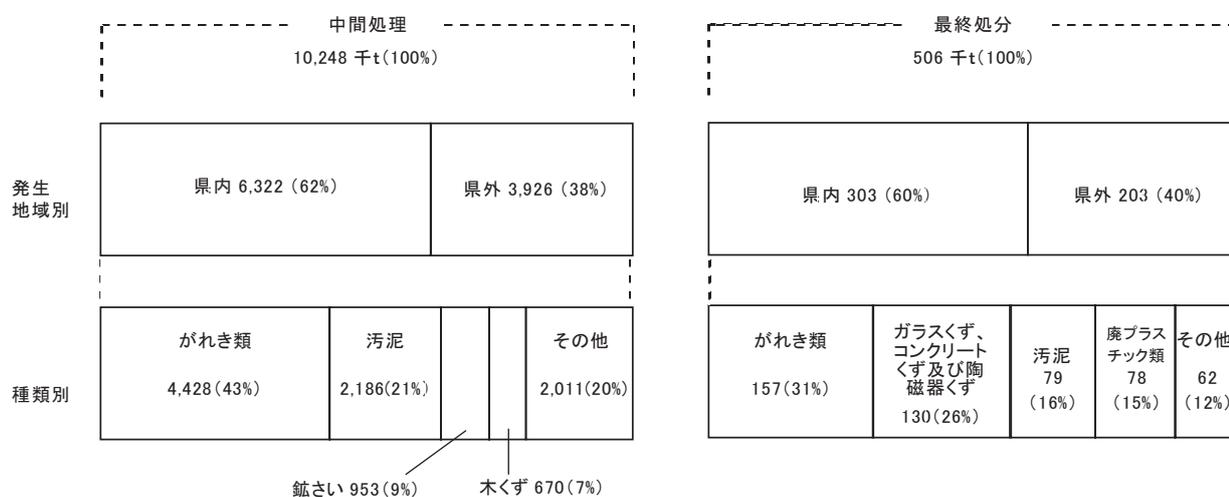
#### b 最終処分量

25年度の最終処分量は50万6,307 t と24年度に比べ10万210 t 増加しています。

種類別に見ると、がれき類15万7,415 t（31.1%）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず13万362 t（25.7%）、汚泥7万8,804 t（15.6%）、廃プラスチック類7万8,114 t（15.4%）の順となっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が30万3113 t（59.9%）、県外発生物が20万3,194 t（40.1%）となっています。

図表 3-2-10 産業廃棄物処分業者による中間処理・最終処分の実績(25年度)



(注) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業者実績報告を基に廃棄物指導課集計。

(千葉市、船橋市、柏市分を含む。)

## 2. 県の施策展開

### (1) 廃棄物の適正処理の確保

#### ア 適正処理に向けた体制づくり

##### (ア) 一般廃棄物

##### a 広域化・集約化による一般廃棄物処理施設整備の促進

市町村等が、地域の実情等を踏まえながら必要となる施設整備を行う際には、技術的助言や広域処理体制の構築に向けた調整を行っています。

また、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、管理を徹底するとともに、倒壊のおそれのある施設は、早期の解体撤去を促しています。

##### b 災害廃棄物処理対策の整備

##### (a) 市町村の災害廃棄物対策への支援

大規模災害が発生した場合に生ずる災害廃棄物を被災市町村が適切に処理するために、各市町村において災害廃棄物の収集、運搬の方法等について計画を定めておくことが重要です。

県では各市町村の災害廃棄物の処理計画の策定を支援するため、13年3月に「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」を策定し、災害廃棄物の処理等について県の基本的な考え方を示しています。なお、26年度末現在で県内54市町村のうち37市町村が災害廃棄物の処理計画を策定しています。

また、23年3月に発生した東日本大震災では、津波や液状化によって、県内でも大量の災害廃棄物が発生しましたが、各市町村と関係団体の協力で迅速かつ適切な災害廃棄物の処理が行われました。

県では、この東日本大震災での経験をもとに、災害廃棄物の処理が円滑に行えるマニュアルを市町村において整備することが必要と考え、25年3月に「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を作成しました。ガイドラインは災害発生時の初期対応に重点を置いた内容となっており、このガイドライ

ンをもとに市町村においてマニュアルを整備し、既存の処理計画と併せて活用することで、災害廃棄物の処理をより迅速かつ円滑に進めることができます。

今後も、大規模災害に備えるため、適宜指針等の見直しや市町村の災害廃棄物対策への支援を行い、県内の災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

##### (b) 市町村及び関係団体との協力体制の構築

県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理などの対策として相互援助協定の締結促進を図ってきましたが、9年7月には県下全市町村及び一部事務組合によりごみ処理事業の協力を行う「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が締結されました。

また、市町村が独力では対処できない大規模な災害廃棄物の処理について、民間業者の支援を受けることにより早期の復興が可能となることから、15年9月に、一般社団法人千葉県産業廃棄物協会及び千葉県解体工事業協同組合と、それぞれ「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を締結しました。

さらに、主に避難所における仮設トイレを対象とした、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、一般社団法人千葉県環境保全センターと、19年8月に「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を締結しています。

##### c 海岸漂着物対策の促進

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、沿岸市町村の漂着物調査を行い、「千葉県海岸漂着物対策推進協議会」を設置して意見を伺うとともにパブリックコメントや各市町村長から意見を聴取し、23年2月に「千葉県海岸漂着物対策地域計画」を作成しました。

内容は、海岸漂着物対策を重点的に推進する

区域や海岸漂着物対策の推進に必要な事項を盛り込んだ計画としており、重点的区域として、5区域（館山市、木更津市、鴨川市、富津市、いすみ市）の海岸を選定し海岸漂着物の回収処理を行っています。

#### d し尿処理汚泥の再資源化の促進

し尿処理施設から発生する汚泥は、農家等に肥料として供給されたり、焼却後、エコセメント等の原材料として利用することができますが、資源化されずに埋立処分されているものもあります。

し尿処理施設から発生する汚泥については、今後更に再資源化を促進する必要があります。

#### e 一般廃棄物処理施設に係る立入検査

廃棄物処理法第19条の規定により、26年度に市町村・一部事務組合及び民間が設置しているごみ焼却施設など一般廃棄物処理施設350施設（図表3-2-11）に立入検査を実施し、施設の維持管理状況の確認、放流水や焼却灰等の採取、分析を行いました。

その結果、16施設について、維持管理等の不備が確認されましたが、いずれも軽微な内容で、必要な改善指導を行いました。

図表 3-2-11 立入検査の状況(26年度)

種類	立入施設数	指導件数	分析施設数
ごみ処理施設	134	14	23
うち焼却施設	54	2	23
最終処分場	121	0	15
し尿処理施設	29	0	0
その他の施設	12	0	0
合計	350	16	38

### (イ) 産業廃棄物

#### a 排出事業者への情報提供

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、講習会の開催、広報資料の作成・配布やホームページ、広報誌等広報媒体への掲載等を通じて、事業者に向けた適正処理、発生抑制及び再資源化等に関する普及啓発事業を行っています。

また、適正処理について自己診断が行えるよ

う「産業廃棄物委託処理チェックシート」を作成し、ホームページ等の広報媒体へ掲載するとともに、関係機関・団体の協力も得て、チェックシートを配布するなど普及促進を図っています。

#### b 排出事業者に対する規制・指導

##### (a) 産業廃棄物排出事業場に係る立入検査

26年度は、有害物質を取り扱う事業場、産業廃棄物処理業及び建設業などを重点的に選定し、1,184事業場について実施しました。

図表 3-2-12

#### 産業廃棄物排出事業場の立入検査結果

(26年度)

業種	立入検査事業場数	改善措置事業場数	改善措置区分			
			改善命令	改善勧告	文書指導	口頭指導等
製造業	242	48	0	0	0	48
医療業	111	55	0	0	0	55
廃棄物処理業	76	35	0	0	23	12
建設業	234	52	0	0	19	33
その他	521	69	0	0	9	60
合計	1,184	259	0	0	51	208

産業廃棄物の排出状況、処理状況、管理体制等について検査するとともに、必要に応じて産業廃棄物を採取・分析し、259事業場に対して改善措置を行いました。

その主な内容は廃棄物の不適正な保管、不適正な委託処理、産業廃棄物管理票等の不備でした。

##### (b) 多量排出事業場の指導

廃棄物処理法では、前年度の排出量が産業廃棄物にあつては1千トン以上、特別管理産業廃棄物にあつては50トン以上の事業場を設置している事業者に、多量排出事業者として処理計画の作成及び計画の実施状況の報告を義務付けています。

県では、事業者自らが適正処理及び減量化・再資源化に取り組むよう指導しています。

なお、26年度においては、489事業場から処理計画又は実施状況が提出されました。

### (c) 環境保全協定に基づく指導

千葉臨海地域の協定工場に対しては、生産施設及び公害防止施設の新増設に係る事前協議を行い、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用・再資源化の促進及び適正処理などに関する指導を行いました。

26年度は、事前協議は25件あり、この事前協議に基づき、適正処理や減量化等の指導を行いました。

### (d) 進出予定事業者等に対する指導

県内の工業団地等への立地及び大規模な工場立地を計画している事業者等に対しては、建設時から廃棄物の発生抑制・再使用・再利用・再資源化の促進及び適正処理に努めるよう事前指導を行っており、26年度は8件について指導しました。

### c 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

産業廃棄物処理業者に対しては、廃棄物処理法及びその運用通知等を周知し、適正処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しています。

また、廃棄物処理法に基づく規制のほか、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」等に基づき、適正処理の指導を行っており、26年度は同要綱に基づく事前協議を32件受理しました。

さらに、中間処理業者及び最終処分業者については、重点的に立入検査を実施し指導の徹底を図っています。

26年度は延べ427業者に対して立入検査を実施し、廃棄物の保管場所の無届変更など不適正な処理のあった延べ94件について、改善指導等を実施しました。(図表3-2-13)

図表 3-2-13 産業廃棄物処理業者に対する立入検査結果等(26年度)

立入検査対象 (業の区分)	延べ 立入 件数	延べ 指導等 件数	指導等の内容		
			改善 命令	改善 勧告	指導票
収集運搬業	30	0	0	0	0
中間処理業	280	94	1	3	90
最終処分業	117	0	0	0	0
合計	427	94	1	3	90

(注)・廃棄物指導課調べによる。(千葉市、船橋市及び柏市分を除く。)  
・最終処分場の立入件数については、許可条件に基づく立入検査の件数を含む。

### d 優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が自らの判断でより優良な処理業者を選択できるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにする制度で、22年の廃棄物処理法の改正により、旧優良性評価制度に代わり、平成23年4月1日から新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

新たな「優良産廃処理業者認定制度」では、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産廃処理業者を認定し、認定を受けた処理業者は、通常5年の産廃処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例が付与されることとなっています。

なお、27年3月末現在で、収集運搬業者152社、処分業者21社の適合を確認しています。

### イ 適正処理に向けた仕組みづくり

産業廃棄物の不適正な処理を防止するためには、産業廃棄物の発生から処分に至る処理の透明性を確保した適正処理に向けた仕組みづくりが必要です。

#### (ア) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)報告制度について

排出事業者は産業廃棄物を他人に委託するときには、「産業廃棄物管理票」(以下「マニフェスト」という。)を交付することが必要ですが、20年4月からは、前年度の交付状況を毎年、県又は政令市等に報告することが義務付けられました。

これにより、県内で発生した産業廃棄物の移動の状況や処理の状況を行政が把握することができるため、不適正処理の防止や循環型社会の実現に向けた、基礎的な統計データの精度が高まることが期待できます。

26年度については、県内（千葉市・船橋市・柏市を除く。）の9,776の排出事業者から、16,773箇所の事業場におけるマニフェストの交付実績について報告がありました。

#### （イ）電子マニフェスト制度の普及・促進

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者自らが、処理業者に委託した廃棄物の流れを把握して不適正処理の防止等、適正な処理を確保するための制度として運用されてきましたが、紙マニフェストによる管理では、記入洩れ、返送時の紛失、虚偽記載など、様々な課題が発生しています。

電子マニフェストは、環境大臣が指定した「情報処理センター」の下でマニフェスト情報を一元管理することにより、紙マニフェスト管理上の諸課題を解決するものです。

国において、28年度までに、電子マニフェストの目標普及率を50%とし、県においても千葉県廃棄物処理計画の中で、普及促進に努めることとしており、引き続き排出事業者等にリーフレットを配布するなど普及促進に努めています。

#### （ウ）公共工事における適正処理の推進

高度経済成長期に整備された大量の建築物、土木構造物などの社会資本が更新時期を迎え、建設廃棄物の排出量の増大が想定されています。

このため県においては、公共事業を対象に「千葉県建設リサイクル推進計画2009」を策定し、関係者の意識向上や連携強化に努めています。特に適正処理については、電子マニフェストの普及促進のほか、指導・監督体制の強化を推進しています。

#### ウ 循環型社会形成推進交付金の活用

ごみ処理施設の設置には多額の費用を要する

ため、公衆衛生の向上や公害問題の解決を目的に国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図ってきました。17年度には、国において、これまでの補助金を廃止し、広域的な観点からの循環型社会の形成を図る新たな制度として「循環型社会形成推進交付金」が創設されました。

この循環型社会形成推進交付金では、循環型社会の形成を推進するため、補助金では交付対象であった単純な焼却施設や可燃性廃棄物の最終処分場などを交付対象外とし、廃棄物を材料・原料として利用するためのマテリアルリサイクル施設や、廃棄物を焼却したりバイオガスに転換した上で余熱利用を行ったり、廃棄物を燃料等に転換するエネルギー回収施設が交付対象となりました。

なお、26年度には、県内の市町村及び一部事務組合が整備する廃棄物処理施設の13施設に対し、国から約22億6,182万円の交付金が交付されました。

#### エ 流入する産業廃棄物対策

県では排出事業者責任を明確にし、県外廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、最終処分場の確保を図り、生活環境の保全に資する目的で「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を定め、2年4月から運用しています。

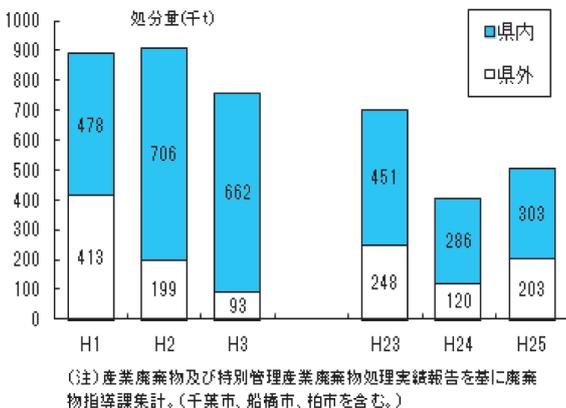
この要綱に基づき、安定型産業廃棄物の最終処分については全処分量の25%削減、管理型産業廃棄物の最終処分については全処分量の50%削減、県外の積替保管・選別施設経由の搬入禁止などについて指導しています（千葉市は独自の要綱により指導）。

また、要綱では、県外産業廃棄物を県内で最終処分しようとする場合には、排出事業者は事前に知事に対して協議を行うこととしており、26年度の事前協議の件数は396件でした。

県内の産業廃棄物処理業者による県外産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、要綱施行前の元年度の約41万3千トンに比べ減少し、25年度は、約20万トンと県内で最終処分された量全体の約40%

となっています。

図表 3-2-14 産業廃棄物処理業者による最終処分実績



## オ 特別管理産業廃棄物対策

### (ア) ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策

\*ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が13年7月15日に施行され、PCB廃棄物を保管する事業者はPCB廃棄物を適正に保管するとともに毎年PCB廃棄物の保管状況等を県又は政令市等に届出することとされています。

この届出等によると、25年度末現在、高圧トランス約860台、高圧コンデンサ約9,500台、安定器等約24万1千台が保管されています。

また、高圧トランス約130台、高圧コンデンサ約320台、安定器約9,250台が使用されています。

事業者に対しては広報や立入検査等により確実かつ適正な保管及び処理について指導しています。

26年度は、保管場所の立入検査を725件実施しました。

PCB廃棄物は含まれるPCBの濃度によって処理方法が異なり、県内の高濃度PCB廃棄物のうちトランスやコンデンサ等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が東京都江東区に設置した東京PCB廃棄物処理施設（17年11月稼動）において、19年度

から処分が開始されています。

また、平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、県内の高濃度PCB廃棄物のうち安定器等・汚染物についてはJESCOの北海道PCB廃棄物処理施設にて処分することとなりました。

低濃度PCB廃棄物については、環境大臣から無害化処理認定を受けた事業者等により処分されています。

県では、27年3月に「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に進めています。

### (イ) アスベスト廃棄物対策

\*アスベスト廃棄物については、建築物に吹き付けられたアスベストや、アスベスト保温材などの特別管理産業廃棄物としての「廃石綿等」、アスベストを含むスレートや成型板などの「石綿含有産業廃棄物」に区分されています。

これらの処理については、廃棄物処理法の処理基準に基づいて、熔融または無害化する中間処分か、固化等の飛散防止措置を行い最終処分場に埋め立てることが求められます。

26年度は、廃石綿等を排出する事業場の立入検査を104事業場に対して実施し、そのうち保管基準に関する指導を、口頭で18事業場に対して行いました。

## (2) 廃棄物の不法投棄の根絶

### ア ゴミゼロ運動

関東甲信越静の各都県では毎年5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日を「関東地方環境美化行動の日」と定めて、空き缶等の収集活動を中心に街頭での広域的な統一美化キャンペーンを行っています。

本県では昭和57年度から実施しており、26年度は5月25日の一斉清掃日を中心に、54市町村において約60万人が参加し、766トンのごみを収集しました。

## イ 廃棄物の不法投棄対策

### (ア) 365日・24時間体制の監視パトロールの実施

11年4月、昼間中心の監視活動を転換して、全国で初めて休日・夜間を問わず24時間・365日で監視指導を行う体制を整備しました。また、民間警備会社へ監視業務を委託するなど、悪質巧妙化する不法投棄等に機動的に対応できる体制を整備しました。

さらに、25年度からは、従来のパトロールに加え、不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視する定点監視や車両の追跡調査を行うスポット監視を実施しています。

これらの取組みにより、産廃・残土県民ダイヤルへの通報にも機動的に対応して、不法投棄等の早期発見・早期対応を図っています。

悪質な行為者については、法に基づき措置命令を発し、履行する意思のない者には刑事訴訟法に基づき告発を行うこととしています。

図表 3-2-15 千葉県グリーン・アクション・チーム



### (イ) 監視・指導等を行う出先機関を設置しての監視指導体制の整備

保健所に対応していた不法投棄の苦情等について、13年度からは10支庁に県民環境課を、16年度からは5県民センター及び5県民センター事務所に地域環境保全課・室を23年度からは10地域振興事務所に地域環境保全課を設置して対応し、不法投棄等の監視指導体制の整備を図っています。

図表 3-2-16 監視パトロール

(監視パトロール中に発見した不法投棄)



### (ウ) 市町村職員への立入検査権限の付与

13年9月から市町村職員へ立入検査権を付与し、市町村との連携を図ることにより、地域での監視体制を強化しています。

26年度は協定を締結した44市町村から推薦のあった357名の市町村職員に対し、県職員の併任発令を行い、立入検査証を発行して、立入検査権を付与しました。

図表 3-2-17 立入検査

(廃棄物の不法投棄現場)



### (エ) 県警本部に環境犯罪課を設置

14年4月に千葉県警に全国で初めての環境犯罪課が設置され、不法投棄等の不適正処理に対する取締りについて連携を強化しています。

26年は、不法投棄事犯等289件、342人を検挙しました。

(オ) 市町村との連携・他都県市との広域連携

a 産業廃棄物不法投棄防止対策地域連絡会議

各地域振興事務所単位で、管内の県の出先機関、市町村、警察署などを構成員として監視・指導の協議や緊急通報体制を確保するとともに、合同パトロールを実施する等、不法投棄撲滅に努めています。

b 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会  
(産廃スクラム30)

都県域をまたぎ広域的に行われる産業廃棄物の不適正処理の防止と良好な生活環境の保全、不適正処理発生後の迅速な対応を図るため本協議会を設置し、関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令市相互の情報交換、調査等

図表 3-2-18 路上一斉調査

(産廃スクラム 30 による収集運搬車輛一斉調査)



の協力体制の強化に努めています。

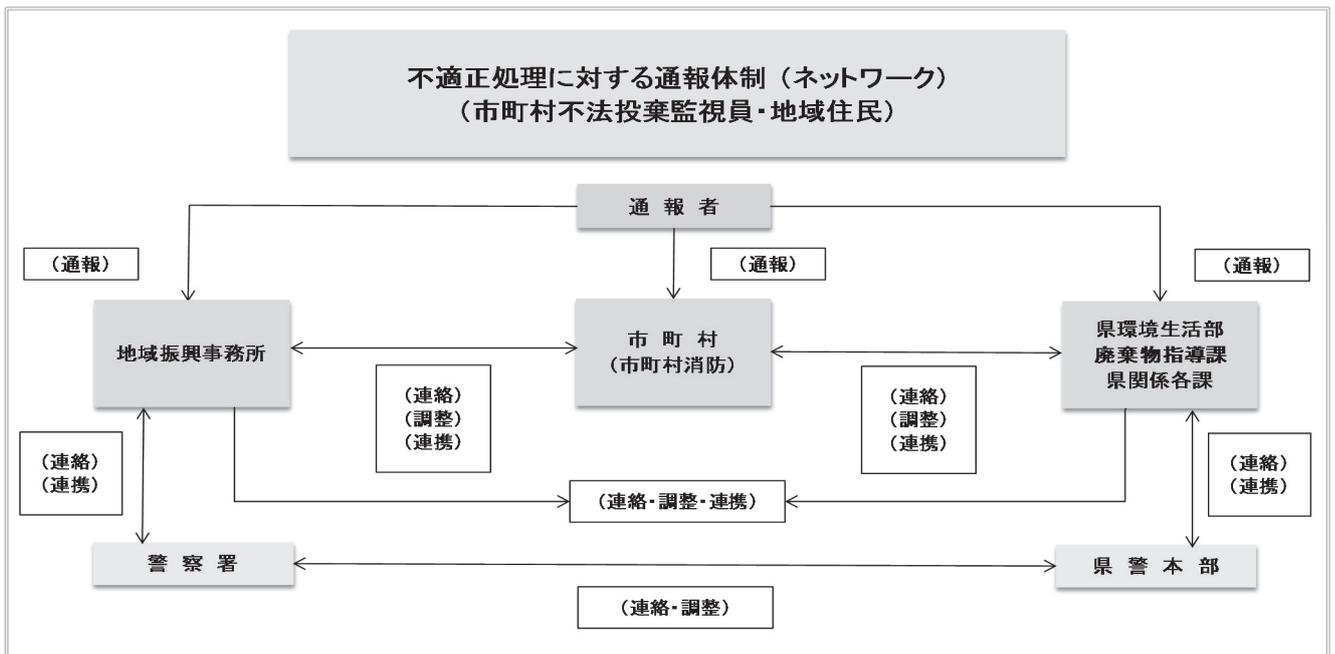
(参加自治体) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市、宇都宮市、前橋市、長野市、相模原市、さいたま市、郡山市、いわき市、川崎市、船橋市、柏市、高崎市

(カ) 不法投棄撲滅ネットワークの整備

不法投棄等不適正処理された産業廃棄物は、火災や水質汚濁、悪臭や堆積物の崩落などの

危険性を内包しており、生活環境に大きな影響を与えます。このため、県では不法投棄等の撲滅に向けて行政機関のみならず、県民にも協力を呼びかけ、県民と一体となった全県的な不法投棄撲滅のための運動を促進して早期発見・早期対応に努めています。

また、不法投棄等の情報を早期に得て迅速な対応を図るため、2年度から市町村が設置する「不法投棄監視員制度」の運営に対しその費用の一部を助成しており、26年度は39市町村(監視員数890名、千葉市、船橋市、柏市を除く)に対し補助金を交付しました。



※県では、県民からの不法投棄等の通報に対して、廃棄物指導課内に専用電話を設置して、勤務時間内は勿論のこと、土日・祝祭日を問わず 365 日、受け付けて対応しています。

産廃・残土県民ダイヤル 043-223-3801

## (キ) 県独自条例の制定

### a 廃棄物条例（千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例）

悪質な不法投棄を防止し、火災や崩壊の危険が高い不法堆積を解消するため、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を14年3月26日に制定し、10月1日から施行しました。

この条例では、自社処理を装って法律の規制を免れる悪質な行為を防止するため、県独自の対策を規定しています。

図表 3-2-19 条例の主な内容（廃棄物条例）

項目	内容
廃棄物処理票の作成、携行等	排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合でも、法のマニフェストに準じた「廃棄物処理票」の作成、交付、携行、保存を義務付けています。
自社処分場への搬入搬出時間の制限	自社処分場（積替保管・中間処理・最終処分）への夜間（午後10時から午前6時まで）の搬入搬出は原則として禁止します。
収集運搬車両へのステッカーの表示	収集運搬業の許可を有する事業者の登録車両に、ステッカーによる表示を義務付けています。
小規模産業廃棄物処理施設への許可制の導入	法の許可対象規模未満の施設で、事業場以外に設置する焼却施設、破碎施設、積替え保管場については、許可が必要です。

### b 硫酸ピッチ条例（千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例）

\*硫酸ピッチは、一旦生成されると不法投棄につながり、県民の生活環境や自然環境へ悪影響を及ぼします。このため、抜本的対策として、県独自に、不正な利益を図る目的による硫酸ピッチの生成そのものを禁止する「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」を19年7月10日に制定し、9月1日から施行しました。

図表 3-2-20 条例の主な内容（硫酸ピッチ条例）

項目	内容
生成禁止	不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成することを禁止します。
中止命令	条例の規定に違反して、不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成させる者に対し、生成の中止を命じます。
報告徴収・立入検査	硫酸ピッチや硫酸ピッチの疑いのある物を生成し、または生成させた者に対し、必要な報告を求め、また、事務所などに立入検査をすることができます。
罰則	硫酸ピッチの生成中止命令違反、報告徴収違反、立入検査拒否等に対して、100万円以下の罰金等、厳しい罰則が適用されます。

### (ク) 支障除去事業の実施

不適正処理された産業廃棄物は行為者等の原因者が適正に処理することが原則です。

そのため、行為者に対する撤去指導に併せて不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等の特定にも努め、排出事業者等に対し撤去を強く指導しています。

その結果、行為者や排出事業者等による撤去が行われたものもあります。

しかしながら、行為者等による撤去が見込めない場合で、かつ地域住民の健康への影響等、生活環境保全上に顕著な支障が生じた場合、又は、生じるおそれがある場合には、県は県民の生活環境を保全するため、行為者等に代わり支障除去事業を実施しています。

26年度は、未終了の残土処分場に不法投棄された有機溶剤汚泥等について、環境基準を大幅に超える有害物質が検出されたことから、国の基金の支援を受けて支障除去事業を実施しました。

#### （支障除去事業の主な事例）

- 家屋解体に伴い発生した木くずをチップにしてリサイクルと称して不法に堆積した現場から火災が発生し3週間燃え続け、鎮火後も小規模火災を繰り返し、再出火の発生が危惧される状態が継続したことから、火災発生防止対策としての支障除去事業を実施しました。

### 図表 3-2-21 支障除去事業

(不法堆積された木材チップの除去)



- 硫酸ピッチ入りドラム缶が崖の上から不法投棄され硫酸ピッチが河川等に流出したり、倉庫に不適正に保管された硫酸ピッチ入りドラム缶から硫酸ピッチが漏れ出したりして、生活環境保全上の支障が生じるおそれが顕著になったことから硫酸ピッチを撤去又は中和処理する支障除去事業を実施しました。

なお、これまで確認された県内の硫酸ピッチについては、19年度中に全量撤去が完了しています。

### 図表 3-2-22 支障除去事業

(不適正保管の硫酸ピッチの除去)



- 屋外に不適正保管されていた廃コンデンサ等にPCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む油が使用されていたことが発覚し、錆等の腐食の進行によりPCBの漏出拡大が危惧されたことから、漏出防止対策としての支障除去事業を実施しました。

### ウ 廃棄物に関する情報の公開

県では、廃棄物処理法や廃棄物条例（千葉県

廃棄物の処理の適正化等に関する条例）に基づき行政処分を行った場合、その処分を受けた者の氏名等を、廃棄物条例に基づきホームページで公表し、不適正処分の防止を図っています。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
新たな不法投棄量 (投棄量 10 トン以上の不法投棄 箇所における投棄量の総量)	23,861 トン (18 年度)	2,281 トン (25 年度)	新たな不法投棄量ゼロを目標 指します。 (早期実現)

#### 《評価》

産業廃棄物の不法投棄確認量は基準年度と比較して大幅な減少傾向にあります。